

訴訟書類送信書

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

- 広島地方裁判所民事第 2 部 2C 係 御中 (FAX 082-228-8429)
■ 原告訴訟代理人弁護士 清水 正之 先生 (FAX 082-836-5878)

■ 被告訴訟代理人弁護士 小 林 裕 彦
電 話 086-225-0091
F A X 086-225-0092

事件の表示 令和 6 年 (ワ) 第 5 9 7 号 契約条項等使用 差 止等請求事件	
原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島 被告 宗教法人円蔵院太陽の会	
送信文書	本書を含めず (/ 3) 枚を送信します。
1 ☐ 答弁書 ■ 第 6 準備書面 ☐ 証拠申出書 ☐ 証拠説明書 ☐ その他 ()	[令和 7 年 1 1 月 2 1 日付]
2 ☐ 答弁書 ☐ 準備書面 ☐ 証拠申出書 ■ 証拠説明書 ☐ その他 ()	[令和 7 年 1 1 月 2 1 日付]
3 ☐ 答弁書 ☐ 準備書面 ☐ 証拠申出書 ☐ 証拠説明書 ■ その他 (乙第 1 1 号証)	

＜連絡事項＞

注意 受領後、ただちに次の措置をおとりください。

1. 落丁・送信ミスの有無を確認。ミスがあれば、送信者に委細を連絡。
2. 落丁・送信ミスがなければ、この文書の受領書部分を記載し、送信者と裁判所宛にファクシミリで送信。

受 領 書

令和 年 月 日

- 広島地方裁判所民事第 2 部 2C 係 御中 (FAX 082-228-8429)
■ 被告訴訟代理人弁護士 小 林 裕 彦 殿 (FAX 086-225-0092)

印

- 1 送信文書を令和 年 月 日に受領しました。
2 送信文書のコピー ☐ 別途必要 ☐ 不要

令和6年（ワ）597号 契約条項等使用差止等請求事件

原告 特定非営利活動法人 消費者ネット広島

被告 宗教法人円蔵院太陽の会

第6 準備書面

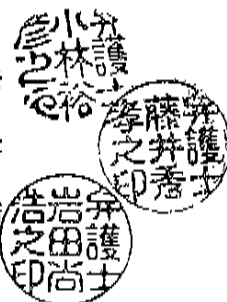
令和7年11月21日

広島地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 小 林 裕 彦

同 弁護士 藤 井 秀 孝

同 弁護士 岩 田 尚 浩



以下では、令和7年10月7日付け原告準備書面4に対する反論を行う。

なお、略語については、特に断らない限り、従前の例によるものとする。

第1 本件契約が準委任契約とはいえないこと

1 準委任契約の解除に関する民法上の定め

民法上、準委任契約の解除権を定めた規定は、民法656条が準用する民法651条1項である。民法651条1項には、「委任には、各当事者がいつでもその解除をすることができる。」と規定されているのみであり、例外的に解除権を制限する旨の規定を定めておらず、相手方当事者に不利益な時期の解除は損害賠償をもって解決することを前提としている（民法651条2項）。

原告は甲23号証として、「新版 注釈民法」の一部を抜粋したものを提出しているが、同文献は最新版ではない。同文献の最新版である「新注釈民法」を証拠として提出する（乙11）。ここには、民法651条1項により任意解除が認められる根拠は、委任が当事者間の特別な人的信頼関係に基づくものであることが理由となっているのであり（乙11・320頁）、委任契約の無償・有償

によって結論を左右するような記載はない。原告は、委任無償の原則から、「受任者の解約権は便宜的なものであり、受任者の解約権の放棄は実際にありえるし、あまり問題も生じないであろうとされている」と指摘するが、実体法の理解として一般的とはいえない。そのため、民法上、準委任契約が有償であることを理由に、受任者側の解約権の根拠が存在しないと解する余地はなく、原告の主張には理由がない。

2 有償委任と無償委任とで解除権に差異がないこと

(1) 緒論

原告は、受任者側の解約権の根拠が「無償委任」にある旨を主張する。もっとも、このような考え方は明確な誤りである。

(2) 甲23の抜粋箇所について

原告は、上記主張の根拠として、甲23・279頁の一部を抜粋している（原告準備書面41(1)ウ）が、「いささか異説もあつて・・・、それ以外の方面にその立法趣旨が求められる。」ということを前提に、当該抜粋箇所は「広中」説として紹介されているものである。

もっとも、甲23・280頁4行目以降に「やむをえない解除はいずれの場合もみとめねばならないのではないかと考える。そこで本条の規定が有償・無償を区別していない以上、有償契約について解除の自由を否定できないであろうから、一般的に解除の自由をみとめ・・・るべきではないかと考える。」と記載されている。

つまり、原告の抜粋箇所は一学説を述べているに過ぎないものであり、かつ同学説を採用すべき根拠について何ら主張がない。

(3) 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）に基づく改正（以下単に「民法改正」という。）の経緯をふまえた検討

民法651条1項は、民法改正において改正されていない。民法改正時には、有償委任と無償委任を区別すべきという意見があったことは事実として

存在する（乙11・651頁）。

しかし、実際には従来の規定が維持されており、民法改正後の民法においても、従来通り、有償委任、無償委任とを問わず、準委任契約においては委任者、受任者を問わず無条件解除を認めていると解するべきである。

3 総括

以上のことから、有償委任であっても無条件での解除権が認められる。そのため、解除権を制限するためには、少なくともその旨の特約が存在しなくてはならないが、本件契約においては、解除権を制限する特約は存在しない。

以上の事情は、本件契約が準委任契約といえないことを示す事情となる。

よって、本件契約を準委任契約であるという原告の主張は、その前提において誤っており認められない。

第2 「平均的損害」について

1 緒論

従前から主張しているとおり、本件契約の法的性質は、墓地使用权の設定である。そのため、本件契約に基づいて被告が行うべき債務はすべて完了しているといえ、「平均的損害を超える損害」を観念することはできない。

もっとも、裁判所から、本件契約の法的性質は措くとして、被告においても平均的損害についての反論等を行うよう指示があったため、被告に生ずる損害について念のため主張を行う。

2 本件契約によって被告に生ずる損害

本件契約によって、被告は、特定の顧客に墓地区画を使用させることになり、当該区画を他の顧客に使用させることができないようになる。

つまり、被告にとっては、他の顧客に墓地を利用させる機会を完全に喪失することになる。いつ解約となるかわからない状態で、本件契約を締結した顧客のために特定の区画を他の顧客に使用承諾できないということになり、このこ

とによって生じる損失は使用料相当額全額となる。なお、解約後、再度使用承諾ができるとの反論も想定しうるが、タイミングが遅れ、機会を喪失していることにより、不自然に当該区画だけ使用させることになると、いわゆる「訳あり」の区画と捉えられることになりかねないため、元の価格での使用承諾ができない蓋然性が高い。

よって、本件契約が締結された時点において、「平均的損害を超える損害」はない。

なお、本件契約を準委任契約と解釈するのであれば、被告からもいつでも本件契約を解約できることとなり、上記の問題は生じえないといえるが、顧客にとって望ましいものとは考えられない。

このように、本件契約によって生じる損害を考慮すればなお、本件契約が準委任契約と解釈することが実態に即さないものといえる。

3 原告が主張する各項目に要する費用

原告が主張する墓地管理等に要する費用は具体的にどれほど利用がなされるかによって大幅に変わるものである。

そのため、具体的な「平均的損害」を確定することは困難である。

少なくとも、これまでも述べてきたとおり、契約の性質について確定しない限り被告の債務を確定することができず、具体的な「平均的損害」について議論することは不可能であるといえる。

以上

令和6年（ワ）第597号 契約条項等使用差止等請求事件
原告 特定非営利活動法人 消費者ネット広島
被告 宗教法人円蔵院太陽の会

証拠説明書

令和7年11月21日

広島地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 小林 裕彦
同 藤井 秀孝
同 岩田 尚浩



番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙11	文献（「新注 釈民法」）を 印刷したもの	写し	R7.11.18 被告訴訟代 理人	有償委任においても無条 件解除が認められること	

然損害等の賠償まで認められることになり、広範に過ぎるのではないかと疑念が寄せられた(法典調査会民法議事(近代立法資料4)632-637頁(土方、重岡、横田国臣))。これに対して、起草委員は、損害を直接的なそれに限定する旨はなく、不可抗力により損害を被った受任者の救済も必要であると説明したが、最終的には、「委任事項ノ処理が直接ノ原因デアルカナイカ」を指しに直接損害と間接損害を区別すべく、「委任事務ヲ処理スル為メ」と改め、修正を提案した(法典調査会民法議事(近代立法資料4)637頁以下)。

(4) 以上を立法者意思とするならば、受任者は、「委任を原因として被った損害＝直接損害」の賠償を請求することはできるが、「委任の際に(偶然)被った損害＝間接損害」に関しては救済を与えられないことになる。このうち、前者については、委任事項において特有の危険や、一般生活上の水準を超える危険傾向に着目し、当事者間のリスク負担の問題として処理することが可能である。これに対して、後者をめぐっては、偶然損害(事務処理中の受任者が直面した落雷事故による損害など)を賠償の対象から除外する見解(石田(報)357頁)や、委任事務を引き受けなかったなら生じたかったであろうと考えられるすべての損害(委任事務処理のために必要な旅行に際して受任者が遭った怪我や盗難など)を救済の範囲に含める見解(我妻・中Ⅱ685頁)がある。

(4) 受任者の無過失/委任者の無過失

(ア) 受任者が委任事務処理上生じた損害の賠償を受けるためには、自身に過失がなかったことを要する(無過失の立証が受任者に課されるのは当然である)。ここにおいてもまた、費用償還や債務代弁済の場合と同様に、受任者の善管注意義務履行(644条)が、損害賠償の要否を決定するうえでの前提となる。これに対して、損害の発生につき過失ある受任者が自身で甘受しなければならぬとしても、委任者も過失がある場合には、両者の過失を斟酌・相殺し調整を図る学説がある(石田(報)357頁、我妻・中Ⅱ685頁、新版注民(16)276頁(明石))。

(イ) 委任者が受任者に対して損害賠償責任を負うのは、受任者に生じる不利益を填補するためであり、合意された報酬の支払を除いて別段の債務を負わない委任者に、不履行の責めを問うものではない。そこで、本条3項を、特殊な人材または制度により特別な利益を追求する者が公平上負担する「賠償責任」(「利己的契約から生じる責任」)を規定するものと位置づける研究(四

本邦・無過失損害賠償責任論(1993)、とりわけ552頁・596頁以下)を契機として、受任者の損害賠償を無過失責任と理解する通説の定着をみている(石田(報)357頁、加藤427頁、来栖527頁、広中284頁、星野290頁、三宅・下995頁、山本731頁、我妻・中Ⅱ685頁、新版注民(16)276頁(明石))。

2 損害の賠償

本条起草過程では、3項所定の「損害」を金銭的なそれに限定し、受任者の身体損害を除外すべきかが議論された(法典調査会民法議事(近代立法資料4)637-639頁)。これに対して、実務上、本条3項に基づく損害賠償請求に際しては、受任者の財産上の損害(大阪高判平12・7・31判タ1074号216頁(証券会社による事故株券の買戻し))、ならびに身体上の損害(盛岡地判花巻支判昭52・10・17民集31巻1〜4号154頁(補修作業中の作業員の水死))のいずれも、委任者による賠償の対象とされている。また、不動産仲介にあっては、仲介業者が依頼者に対して、費用償還請求と選択的または重量的に、費用相当の損害賠償を請求することがある(否定例として、大阪地判昭44・8・6判タ242号289頁。なお、京都地判昭57・11・19判時1075号131頁は、依頼者が仲介契約解除後に、紹介を受けた相手方と直接取引をするような場合には、仲介業者は、委託目的達成の場合と同様の報酬を請求、または「報酬を喪失せられたことによるその相当額の損害賠償」請求が可能であるとする)。

(一木孝之)

(委任の解除)

第651条① 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

② 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

- 一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。
- 二 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき。

(参照) 7民2003・2004・2007、1民671、ス債404、オ民1020・1021

(改正) ②=平29法44全部改正

(委任の解除)

第651条①(略)

② 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

目次

I 委任解除の位置づけ	318
1 任意解除——「債務不履行を理由とする解除」原則からの逸脱	318
2 諸外国の立法例および旧民法の規定	319
II 当事者の任意解除権(本条1項)	320
1 両当事者が「いつでも」可能な解除	320
2 1項適用をめぐりる議論	320
(1) 半端の問題提起——「委任の無償性/有償性」または「受任者の利益」と委任者による任意解除の可否	320
(2) 判例の変遷——「受任者の利益をも目的とする委任」と委任者による任意解除の可否	323
(3) 本条(不)改正の経緯	326
3 受任者による解除	327

I 委任解除の位置づけ

1 任意解除——「債務不履行を理由とする解除」原則からの逸脱

(1) 本条は、委任の当事者、すなわち委任者および受任者が、契約を「いつでも」解除することができる旨を明言するとともに(1項)、解除の原因として相手方に生じた損害の賠償責任と、「やむを得ない事由」がある場合の免責を定める(2項)。平成29年改正による影響は、1項には及ばなかったが2項は修正されるに至った(なお、委任の「解除」は将来効果のみを備えるため(657条)、正しくは「(解約)告知」であるが、規定の文言に従い、以下「解除」と表記する)。

(2) 契約解除の一般的な原因は、債務不履行である(541条から543条参照)。しかしながら、「契約は守られるべし」を大原則とし、関係を解消するためには相応の理由を要求する契約法の体系にあって、契約類型に即した特殊

解除が規定されている(557条〔売買〕、610条〔賃貸借〕、628条〔雇用〕、657条の2〔訴訟〕)。なかんずく本条は、委任がいつでも、すなわち任意に解除可能である旨を明記し、さらに、解除権を契約の両当事者に認める点で特異である(同じく「いつでも」解除を定める598条3項〔借主による使用貸借解除〕および641条〔注文者による請負解除〕は、一方当事者にのみ解除権を与える)。本条をめぐっては、一方で、従来、すべての委任において委任者による解除を認めることの是非についての議論があり、さらに、受任者からの解除可能性が問題となりうる。他方で、任意解除の可能性を広く役務提供契約に「拡張」する試行が散見される。

(2) 諸外国の立法例および旧民法の規定

(1) 諸外国において、意思表示による委任の解消可能性は、委任者と受任者の双方に開かれていた(もともと、方法や効果をめぐり、当事者ごとに規定するものが少なくない。フ民2003条〔委任者による受任者の解任、ならびに受任者による委任の放棄〕・2004条〔委任者による委任状の撤回〕・2005条・2007条〔受任者による放棄〕、オ民671条〔委任者による撤回、ならびに受任者による告知〕、ス債404条〔両当事者に係る撤回または告知〕、オ民1020条〔委任者による撤回〕・1021条〔受任者による告知〕)。その際に、委任が無償に限定されるドイツ(ド民662条)にあっては、いわゆる有償事務処理契約について定めるドイツ民法675条が、事務処理者に「告知期間の遵守なしに告知する権限」が与えられる場合に、同法671条が準用される旨を明記している(立法ではないが、DCFRもまた、VI.D.-6:104条で、無償委任の際の受任者からの解消に言及する)。しかしながら、前記諸法では、それ以外に、報酬の有無等が解除の可否やあり方に影響を及ぼすものとされていない。委任解除により生じる損害の賠償に関しては、両当事者に賠償を義務づけるもの(ス債404条2項、オ民1020条・1021条)のほか、受任者が解除した場合における委任者への賠償に限定するものがある(フ民2007条2項、ド民671条2項)。

(2) 旧民法財産取得編251条は、「代理」の終了原因として、委任者のなす廃罷、ならびに代理人による拋棄を挙げている。そのうえで、委任者の利益のためにのみ委任された代理は、代理人への謝金が約束された場合であっても、委任者は「何時ニテモ随意ニ」廃罷することができること(旧財産252条)。代理の廃罷は黙示でも可能であること(旧財産255条)、ならびに、代理

§651 II

第3編 第2章 契約

人による代理の拋棄もまた黙示で可能であるとともに、拋棄によって委任者に損害が生じる場合には、拋棄が正当またはやむを得ない原因によるものであるときを除いて、代理人が賠償責任を負うこと（旧財取256条）などが定められていた（同条および本条の成立史の詳細につき、岡孝「民法六五一条（委任の解除）」百年Ⅲ 440頁以下）。

II 当事者の任意解除権（本条1項）

1 両当事者が「いつでも」可能な解除

委任は、委任者および受任者によって、いつでも解除されうる。このような任意解除が認められる根拠として、委任が当事者間の特別な人的信頼関係に基づくものであることが強調される（我妻・中Ⅱ 689頁など。これに対して、山絵美子「契約における信頼要素と契約解消の自由（Ⅰ）〜（Ⅶ・完）」専法82号73頁、84号55頁、89号1頁、91号67頁、92号89頁、95号75頁、96号51頁（2001〜2006））。委任の任意解除の説明として「人的要素を重視する立場を批判的に検証し、他の契約類型との比較において、「効率性という契約の拘束力緩和要件」による説明を試みる）。起草者自身、委任の特質上、委任者と受任者の間の信用が少しでも廃れるならば、契約の効力が消滅すると考えていた（法典調査会民法議事（近代立法資料4）665〜666頁（富井政章））。近時は、人的信頼関係のほかに、委任が委任者の利益を図る契約であることや、委任契約上の債務において本来の履行を求める意味が小さい場合がまれでないことが、委任解除の特殊性の理由として挙げられている（中田534頁）。

2 1項適用をめぐる議論

(1) 学説の問題提起——「委任の無償性／有償性」または「受任者の利益」と

委任者による任意解除の可否

(ア) しかしながら、本条1項をめぐっては、すでに審議の当初より、無償委任と有償委任を区別すべきとの意見があった。すなわち、「厚意」に基づく無償委任においては、委任者と受任者のいづれから解除を認めてよいが、有償委任においては、報酬をめぐる受任者の利己性にかんがみて、委任者など受任者双方の解除権を制限すべきであるという（法典調査会民法議事（近代立法資料4）666〜667頁（土方孝）。土方は同時に、旧2項所定の損害賠償についても、とりか

第10節 委任

§651 II

有償委任にあっては、「不利な時期」の有無にかかわらず肯定すべきであるとの見解を述べた。こうした無償委任と有償委任を区別する立場としては、やがて、ロヤ法を起源とする大陸法や、英米法に関する比較研究を経て、不動産仲介委託の中途解除や弁護士解任などを例にとりながら、一方で、本条の趣旨を、無償委任における法的拘束力の不完全さに求め、他方で、後掲判例が採用する「受任者の利益をも目的とする委任」には、すべての有償委任が含まれるとの理解のもと、その場合には本条の適用はなく、請負型には641条が、雇用型には627条、628条が、不動産関連委任事務処理に受任者の当該不動産利用が結びついているものには賃貸借の解除に関する準則が用いられるとの学説が提唱されるに至り（広中健雄「委任契約の『解除』」同・契約法の理論と解釈（1992）198頁）、有償委任の解除を本条1項に基づくそれとは区別され、告知期間付き解約に求める見解の登場をみた（岡孝「民法六五一条（委任の解除）」百年Ⅲ 463〜464頁。なお、新版注民（16）286頁（明石三郎）は、前記類型に修正を命じ、医師の治療といった請負と雇用のいづれの型にも属さないものに関しては本条を適用する）。このほか、無償委任と有償委任では、不解除特約の効力をめぐって差異が生じるとの見解もあった（永瀬555頁）。

(イ) (a) しかしながら、学説上は、本条の適用を無償委任にとどめて有償委任の場合を除外することに与しない立場が有力である（永本343頁など）。かわって、解除権制限の方向性としては、「委任において受任者が有する利益が、委任者の解除に影響を与える可能性」が重視される（「事務処理の効価」と「報酬の有無」と、「利他的事務処理における事務処理者自身の利益の存否」は似て異なる視点である。一§648 I 2）。たとえば、もっぱら受任者の利益を目的とする委任では、委任者が信頼関係に基づく正当な利益を有していないことを理由に、同人からの解除を否定する見解などがそれである（永弘774〜775頁。これに対して、永川Ⅱ 331〜332頁は、委任は本質的に委任者の利益のためになされるものであり、委任者と受任者、または受任者のみが利益を有する場合は、純粋な委任ではなく、一種の混合契約が存するという）。受任者が事務処理から利益を約束される場合に、無償委任にあっては、委任者と受任者のいづれから解除を認めてよいが、有償委任においては、報酬をめぐる受任者の利己性にかんがみて、委任者など受任者双方の解除権を制限すべきであるという（法典調査会民法議事（近代立法資料4）666〜667頁（土方）。土方は同時に、旧2項所定の損害賠償についても、とりか

§651 II

第3編 第2章 契約

からの解除の可否を問題としている（かつては、解除を不可とする見解が多数を占めた（石田（文）161頁、戒能通孝・後藤各論（改訂、1946）315頁、横田秀雄・債権各論（14版、1927）646-647頁など）。その際には、たとえば、受任者の利益をも目的とする委任を委任者が任意に解除することが、「契約の目的」に反すると説明される（山本736頁）。

(b) このような場合における任意解除制限として、第1に、解除権放棄特約の存在に根拠を求める方向性がある（新版注民（16）283頁（明石）は、特約が契約権自体の放棄を目的とする場合と、単に解約権を行使しない約束にすぎない場合を区別し（疑わしい場合は後者とすると）、我妻・中Ⅱ 692-694頁は、こうした特約が有効となる委任を考察するにあたり、雇用の色彩を帯びる委任や、他の契約関係の一部としての事務委託などを類型化している）。すなわち、受任者の利益にもなる委任に際して、当事者が解除権の放棄を、明示または黙示で特約することを原則として有効とするのである（我妻・中Ⅱ 693頁および新版注民（16）284頁（明石）は、放棄を一般的に推定すべきであるとし、来稿552頁は、解除の際の損害賠償責任規定を、間接的な解除特約の一種に数える）。

(c) 第2に、委任の解除を困難ならしめる「受任者の利益」そのものに注目する立場がある。同説は、651条の趣旨と相関関係に立つ「受任者の利益」の本質を説明することで、解除の可否を決しようとする（水本351-352頁）。たとえば、受任者（または委任者）の継続性の利益の内容・強度に依りて類型的な検討を加え、解除を認めたいうえでの金銭的損害賠償処理で十分な場合、代替的利益ではなく解除の可否自体が慎重に判断される場合、ならびに原則として解除が排除される場合を区別する見解がある（吉田邦彦・契約法論講義録（契約法Ⅱ）（2016）206-208頁）。

(d) 以上いずれも、受任者の利益をも目的とする委任の委任者による任意解除を制限する指向であるが、そうすると、「なんらかの理由により、もはや事務処理の継続を望まない委任者は、にもかかわらず、受任者の利益のみを尊重して、契約存続を甘受しなければならないか」という問題が生じることになる。そのため、受任者の利益をも目的とする委任であっても、個別事案に即して解除の可否が検討されることになる（加藤431頁）。具体的には、解除権放棄特約（の推定）を前提とする場合には、当該委任の目的、解除権放棄の明示・黙示の有無、受任者の利益・損失、他の契約類型の要素の比重

第10節 委任

§651 II

などを精査することが必要とされる（水本351-352頁、星野291頁）。また、解除権放棄を否定する事情の斟酌に際し、「委任契約における、受任者の利益に対する委任者の利益の一定の比重」を検討し、とりわけ、「委任者と受任者の利益が拮抗しあう」場合に解除を認める考えが示された（大塚直（判批）法稿99巻12号（1982）1909頁・1917頁以下）。さらに、委任者からの解除を、「契約の実行に利益を有する者が継続を望まない以上解消が認められてよい」という効率的性の観点と、「契約を解消することによって自己の権利・利益に関する処分自由を確保するという観点」から考察し、両者が妥当しない場合の解除を否定する見解がある（丸山・前掲専法96号74-75頁）。

(e) これに対し、受任者の利益のために結ばれた委任であっても、解除権不行使の特約の違反を理由とする損害賠償請求が可能であり、あるいは、解除の際には損害賠償金の提供を義務づければ、受任者が不当に害されることはないとして、委任者による解除を認める見解がある（その限りで、解除権不行使特約の効果は、解除の禁止そのものではなく、違反の際の損害賠償責任発生に向けられる（石田（親）360-361頁）。なお、受任者の権利保全手段のためではない「普通の委任」に関する来稿552頁も参照）。

(f) なお、本条適用の可否を、委任の類型化を用いて検討するものがある。具体的には、任意解除が許されない委任として、委任者に費用償還義務（第650Ⅱ）がなく、受任者に成功報酬が約束されたもの、任期の定めがあるもの、ならびに、任期の定めがないが、受任者が他の職を捨てて引き受けたものを挙げる見解がある（来稿554頁）。また、近時は、643条に基づき、法律行為をなすことを目的とする（装藝の）委任と、656条により、法律行為以外の事務（事実行為）が委託される準委任を区別し、前者においては委任者の任意解除が原則として制限されてはならず、後者においては本条の適用がなく、解除は雇用または請負の規定に従うことが主張されている（柳井司「委任者による委任契約の解除」同・委任による代理（2012）252頁）。

(2) 判例の変遷——「受任者の利益をも目的とする委任」と委任者による任意解除の可否

(7) 委任者による解除の可否をめぐる判例の形成は、扶助料受取委任における当事者が一定期間の不解除を特約することを認めつつ、解除の意思表示をする委任者に対して、委任の性質上、受任者は特約を強要することができ

§651 II

第3編 第2章 契約

ないと判示する大審院判決からはじまる(大判明36・1・23民録9輯53頁)。そこで、委任事務処理につき利害関係を有するのは委任者であって、受任者ではなく、委任者はいつでも受任者を解任することができるのみならず、委任者が委任者に解除権を放棄させることによって、同人の意思に反する委任事務の処理を継続することはできないとしながら、事務処理につき自らも正当な利害関係を有する受任者が、委任者に解除権を放棄させて事務を処理し、委任を完了させたことは、受任者の利益を保護するために必要であって、同解除権放棄は有効であり、委任者からの理由なき解除は法律上の効果を生じさせないとの判断があらわれる(大判大4・5・12民録21輯687頁)。このようにして、受任者の利益をも目的とする委任の委任者による任意解除が、解除権放棄特約の存在を通じて制限されはじめる。さらに、委任の基礎が対人的信用関係である点に本条の趣旨を求めたうえで、その適用は、受任者が委任者の利益のためにのみ事務を処理する場合に限られるとし、事務処理が委任者のみならず受任者の利益をも目的とするものであるときは、委任者による解除は同人の利益を著しく害するとの判例が登場するに至る(大判大9・4・20民録26輯562頁)。同判決により、受任者の利益をも目的とする委任は、解除権放棄特約の有無にかかわらず、一般的に、委任者によって解除されえないとの方向性が定まったかにみえた。

(イ) しかしながら、判例はその一方で、次のような解釈を用いて、委任が受任者の利益をも目的とする場合であっても、委任者による任意解除の可能性を認めていく。すなわち、

(a) はじめに、受任者が委任者に解除権を放棄させるためには、受任者が事務処理に利害関係を有するだけでは足りず、当該利害関係が正当なものでなければならぬとされる。つまり、受任者は、法律上享受することが許されない利益を獲得する目的で、委任者の(解除に関する)権利を不当に制限することはできないというのである。このような考え方は、具体的に、通常の債権取立委任とは区別される、「養料」や恩給債権、さらに勲章年金の取立委任をめぐる事案にみられる(大判大6・12・12民録23輯2079頁は、恩給金受領委任自体を脱法行為に当たらないという)。判例は、こうした債権が取立委任者の一身専属的なものであって、他人の権利の目的となりえないとの前提のもと、取立委任者が委任者の解除権を放棄させることは、たとえば公序違反に

第10節 委任

§651 II

当たり(前掲大判大4・5・12、前掲大判大6・12・12など)、あるいは、恩給を受取る権利の譲渡または担保化を禁止する恩給法の趣旨へ抵触するゆえに(大判大7・3・25民録11巻464頁、大判大7・3・29民録11巻513頁など。なお、勲章年金に関する大判大7・12・20民録22巻民法197頁も同旨)無効であるとして、委任者による解除を肯定した。

(b) 次に、委任が当事者双方の対人的信用関係を基礎とする契約であることにかんがみて、受任者の利益をも目的とされた場合であっても、「受任者が著しく不誠実な行動に出た等やむをえない事由があるとき」は、委任者は本条にのっとり契約を解除することができると判断された(最判昭43・9・20判タ227号147頁)。ここにいう「やむをえない事由」とは、相手方の信用を裏切る行為、すなわち重大な背信的義務違反(東京高判昭30・4・22下民集3巻4号773頁(管理計算・報告の懈怠))、そしてその結果たる委任関係継続の著しい困難(東京高判昭55・9・24判タ431号81頁など)である。事務処理をめぐり両当事者の方針の相違、ならびに委任者の方針に対する受任者の不服従にやむを得ない事由」を見出す裁判例もある(東京高判平18・10・24判タ1243号31頁)。

(c) さらに、委任者のみならず受任者の利益のためになされた委任において、「やむを得ない事由」がない場合であっても、「委任者が委任契約の解除権自体を放棄したものは解されない事情があるとき」には、委任者は、本条に基づき契約を解除することができ旨が判示されるに至った(最判昭56・1・19民集35巻1号1頁)。なぜならば、受任者の利益を目的とすることを理由に、委任者の意思に反して事務処理を継続させることは、同人の利益を阻害し、委任の本旨に反するからである。同判例によれば、受任者の利益が損なわれることは、解除の可否において判断されるのではなく、むしろ、委任者からの賠償を通じて填補されるべきものである(なお、同判例の差戻審判決である東京高判昭60・4・24判タ578号82頁は、賃貸建物に関する管理契約に基づき、管理者(建築・不動産管理会社)が、賃貸借契約および管理契約存続中、賃借人差入れの保証金を自己の事業資金として自由に利用可能であるという事情によっても、依頼者が解除権を放棄したものと解することはできないとしている)。委任者が解除権を放棄し、したがって自由な解除が許されない場合は、たとえば、期間、または受任者の逸失利益の賠償に関する定めがあるだけでは足りず、特段の事情がない

§ 651 II

第3編 第2章 契約

限り約定期間満了まで契約を継続させる旨の意思を委任者が有していたと認めらるべき客観的・合理的理由がある状況を指す（東京高判昭63・5・31判時1279号19頁など）。

(ウ) このほか、本条による解除は、解除権行使が信義則や公平原則に照らし許されない場合に（のみ）制限されるとの裁判例がある（東京高判平22・2・16判タ1336号169頁など）。

(3) 本条（不）改正の経緯

以上のとおり、本条1項をめぐっては、委任が有償委任または受任者の利益をも目的とする場合において、委任者からの任意解除を認めることの是非に関する議論の蓄積があり、平成29年改正に際して内容改変の要否が問題となった。すなわち、立法前段階として、改正に向けられた提案には、有償委任と無償委任とで解約告知のあり方を区別・再編するもの（民法改正研究会編・民法改正 国民・法曹・学界有志案（法律時報増刊）[2009] 216-217頁 [試案578条] 及び587条）、または従来の規定に、委任が委任者のみならず受任者または第三者の利益を目的とする場合に関する規律を付加するもの（基本方針375頁 [3.2.10.15]）があった。その後、法制審議会民法（債権関係）部会は、本条につき、「受任者の利益をも目的としている場合における委任者の任意解除権」規定の設置の検討可能性を示唆していたが（中間論点整理補足説明394-396頁。なお、あわせて、準委任に代わる役務提供契約の受け皿規定についても、任意解除権の規律が問題とされている [同425-427頁]）、中間試案の段階で、1項を含む本条の規律を維持するものとされた（中間試案（概要付き）178-179頁）。その結果、本条1項の改正は見送られ、「受任者の利益をも目的とする委任は、同人の不誠実な行動といったやむを得ない事由が存在し、または解除権自体を放棄したものとは解されない事情がある場合に（のみ）、委任者により解除される」といった前記諸判例の命題は明文化されず、無償と有償の区別がなされることもなかった。このように体裁が維持された本条1項のもとでは、委任者による任意解除の可否は、引き続き解釈に委ねられたともいえる。しかしながら、その際に、新たに創設された本条2項2号が、「受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任」も、委任者により解除されうること（そして損害賠償の問題として処理されること）を明文で規定している点は重要である。すなわち、同規定の挿入からは、「受任者の利

第10節 委任

§ 651 II

法をも目的とする委任といえども、委任者による任意解除の対象となりうる」という含意が看取可能であり、かつての大審院判決および学説における「解除（原則）不可」の立場を固持するのは、もはや困難といえる。そのことを踏まえて、今後の判断の焦点は、もっぱら当事者間の解除権放棄特約の存否に向けられていくことになるう。

3 受任者による解除

(1) 解除の肯定

本条の適用上、受任者による解除については、無償または有償の別なく、（不利な時期における損害賠償と引き換えに）肯定する見解は少なくない（岡・前掲論文466頁）。具体的には、弁護士が辞任する場合（東京地判平27・5・29判時273号83頁）、ならびに会社取締役や執行役員が辞任する場合（辞任の意思表示は、代表取締役または取締役に対してなされなければならないとする東京高判昭59・13判時1138号147頁など）が挙げられる。判例は、特別な事情のもとで締結された土地管理契約が、土地管理の条件をめぐり受任者の真意に合致しないなど誤って締結された場合には、同人から解除されうるとしている（裁判例56・2・5判タ436号121頁）。なお、一箇の業務（相続財産である土地の売却と代金による相続税納付）につき複数の委任者から委託された受任者が契約を解除する場合において、本条に基づき解除の意思表示が、全当事者間で順次相互になされたならば、解除は、全員に対するもの（544条1項）として有効である（東京高判平元・10・16判タ713号187頁）。

(2) 解除の否定可能性

委任の任意解除が認められる根拠が、「当事者間の特別な信頼関係の破壊」に求められる限りでは、委任者を信用することができず、または、委任者からの信任を失ったと感ずる受任者が、委任を解除することは許されるといえる。しかしながら、その反面、本来的利益享受者である委任者の意に反して、受任者が解除することを承認しうるかが問題となりうる（このことは、民法（債権関係）改正の審議においても指摘されていた。部会第68回議事録40-41頁 [河野眞巳および鹿野菜穂子]）。その際に、とりわけ特定の専門家たる受任者には、職業法上の応召義務が課され（医師法19条1項など）、一定の場合には、少なくとも事務処理の開始に対する強制が発動することがある点も考慮の余地がある（委任関係成立の強制につき、我妻・中II 669-670頁参照）。もっとも、本条の1

§651 II

第3編 第2章 契約

項および2項の内容を、「当事者による任意解除を認めようえで、発生し不利利益を損害賠償のかたちで填補すること」と理解するならば、受任者による解除もまた、委任者からのそれと同様に制限し難いものといえる。なお、受任者からの解除にあって、信頼関係破壊の原因が主として委任者でない場合には、当該解除は、同人に対する不法行為を構成しうる（東京高判平5・5・26判タ848号241頁）。

4 本条1項適用拡張の可能性

(1) 当事者の任意解除と債務不履行解除の関係
委任は、本条による任意解除のほか、債務不履行を根拠に解除されうる。その際の効果としては、通常とは異なり遡及効を持たないものとされる（要・中II 689頁）。委任者が、受任者の事務処理（委託された取引）は契約の趣旨に反するとの理由で契約を解除する場合においては、委任の存在を争わずに受任者が、正当な履行について立証責任を負う（大判明38・3・9民録11輯34頁）が、判例は、さらに進んで、本条1項による任意解除可能性に依拠し、そうした債務不履行存否のいかんを問わず、解除の意思表示は有効であることをした（大判大3・6・4民録20輯551頁）。委任が受任者の債務不履行を理由に解除された場合において、実際には債務不履行が存在しなかったときに、本条による解除を承認することの是非をめぐっては、学説上、原則転用を認める見解が有力であるが（加藤430頁、水本346頁、我妻・中II 689頁、新松注民(16)289頁・289頁（明石））、委任者が損害を賠償しないで契約を解除できる事案においてのみ肯定するものもある（石田(編)361頁は、本条に基づく解除に際して損害賠償金の提供を必要とする限り、事実上転用の余地はなくなるという）。

(2) 第三者が介在する場合における解除可能性

委任者と受任者のみならず、第三者が介在する「三面契約」として委任が存する場合、または（三面契約が成立しないとしても）委任者が第三者に対し、特定の受任者に一定の委任をすべき義務を負担する場合には、委任者または受任者は、自らの意思のみで（当該第三者の同意なしに）、委任を解除することができない（大判大6・1・20民録23輯68頁、石田(編)360頁、水本347-348頁、新松注民(16)285頁（明石））。

(3) 役務提供契約と任意解除

特殊な事務処理をめぐって委任契約の成否が問題となった事案の多くは、

第10節 委任

§651 III

本条に基づく契約の任意解除の可否を争点とするものである。具体的には、前母子課の帳元会計の解任（大判大8・1・17民録25輯9頁）、銀行の電報送金手続の取消し（大判大11・9・29民録1巻557頁）、高速自動車国道休憩所内売店営業委託契約の解除（名古屋高判昭58・11・16判タ519号152頁）、コマージュル取扱の中止（高松地判平5・2・16判時1490号118頁、高松高判平5・12・10判タ875号164頁）、経営再建を目的とする営業委託契約の解除（東京高判平6・12・21判時1593号63頁）、大学食堂営業委託契約の解除（東京地判平7・2・17判タ891号166頁）など、いずれも債務不履行によらない解除の自由を得るため、本条の（類推）適用が希求された事案である（以上のほか、§656 II 2(1)(2)の諸事例も参照）。協同組合理事の解任（森判昭41・1・28民衆20巻1号145頁）、ならびに借金庫代表役員または理事の解任（最判平16・10・26民衆58巻7号1921頁）に制しては、本条は適用されない。宗裁法人による住職または代表役員の解任が本条の問題として扱いうるかについては争いがある（全面的または例外的に肯定するものとして、名古屋地決平5・1・8判時1501号124頁、横浜地決平5・6・17判タ840号201頁、否定するものとして、京審地決昭61・5・15判タ599号78頁、静岡地判平5・2・24判タ678号190頁、名古屋地判平8・1・19判時1570号87頁）。

III 委任解除と損害賠償（本条2項）

1 解除に由来する損害の賠償（本文）

相手方に不利な時期に委任を解除する当事者（1号）、または「受任者の利益を目的とする委任」を解除する委任者（2号）は、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。本条旧2項は、前者のみ想定していたが、平成29年改正により後者が追加された。

イ(1) 不利な時期の解除（1号）

(イ) 損害の賠償を根拠づける「相手方に不利な時期」要件とは、従来の、たとえは、(652条の準用元であった)平成29年改正前620条が損害賠償に際して要求していた「当事者の一方に過失があったとき」とは異なるものである。この点について、旧2項の起草者は、契約解除一般における損害賠償が債務不履行を前提とするのに対し、不履行の有無を問わず、その結果として通則から外れる委任の解除では、不利な時期の解除が損害を根拠づける旨の特別

§651 III

第3編 第2章 契約

規定が必要である旨を説いていた(法典調査会民法議事[近代立法資料4] 668頁(梅謙次郎))。それによれば、同項のもとで、委任を解除する当事者は、相手方の不利な時期であるというだけで、解除そのものに自らの過失がなかったとしても、損害を賠償すべきであつた(我妻・中II 690頁)、今日もなお受任者の事務処理債務、または有償委任者の報酬支払債務の不履行とはかわりなく、賠償が実現されなければならない。

(イ) 委任者にとつての不利な時期とは、自身または第三者による事務処理継続が困難な時期である(石田(續)359頁、水本344頁、山本737頁、我妻・中II 690頁)。具体的には、訴訟委任の途中で弁護士が辞任する場合(来稿546頁)などが挙げられる。

(ウ) (a) 受任者にとつての不利な時期として、たとえば、有償受任者にとつて他の仕事を見出すのが困難な時期が挙げられる。

(b) このこととの関連で問題となるのが、委任が途中で終了(解除)された場合における受任者の報酬請求権と損害賠償請求権の関係である(平成29年改正に至る部会審議に際しても、この点が問題とされている。第57回審議第30頁以下および部会第95回審議42頁以下の議論を参照)。すなわち、履行割合型委任が途中で終了し(648条3項2号)、または成果完成型委任が成果の完成前に解除される(648条の2第2項・634条2号)場合には、報酬の部分的支払がなされうる。そうすると、不利な時期の解除における損害賠償と、こうした報酬が重複する可能性がある(このことは、旧2項立法過程においてすでに指摘されていた。法典調査会民法議事[近代立法資料4] 669頁(高木豊三))。

(c) 実務上の判断は、本来は得られたであろう報酬額相当の損害を肯定するもの(解除された弁護士報酬金額請求を定める弁護士会の(当時の)報酬等基準規程を、「民法第651条第2項の法意」にかんがみて有効とする東京高判昭38・7・1判151号74頁など)と、解除後の報酬請求権喪失は、不利な時期とは無関係に発生しうるとして、賠償の必要性を否定するもの(東京高判平18・6・27判926号64頁、東京高判平18・10・24判タ1243号131頁など)に分かれる。

(d) 学説上、有償受任者が解除により取得することができなくなった報酬が、直ちに賠償対象としての損害となるわけではないとされる(来稿553頁)。その理由として、とりわけ平成29年改正後は、本条2項2号において受任者の利益とは報酬以外のものを想定していること、損害の枠内での報酬

第10節 委任

§651 III

規程は、(解除後の報酬請求に関する)648条3項2号、648条の2第2項等の規定を無意味化すること、ならびに、報酬とは現実になされた事務処理の対価であることが挙げられる(中田535頁)。これに対して、従前は、有償委任で原則として解除権不行使が特約されているとの前提に立ち、解除権の行使自体は妨げられないが、特約違反を理由として、「失った報酬から委任の中途終了によりえられた利益を控除した残額」が賠償されるとする見解があった(石田(續)359頁はさらに、信義則に根拠を求めつつ、解除する当事者による損害賠償金(清算額)の提供を義務づける)。

(2) 「受任者の利益をも目的とする委任」の解除(2号)

(イ) 委任者が受任者の利益をも目的とする委任を解除する場合には、受任者に対して損害を賠償しなければならない。ここにいう受任者の利益とは、報酬に報酬を受けるだけでは十分ではない(一(イ)(ウ))。本号は、平成29年改正に際し、従来の判例法理を規定化したものである。この点について、有償委任解除時の損害賠償は、本条旧2項に基づくものではなく、(賠償に関する)641条と同趣旨と捉える見解があったが(大塚直(判批)法説99巻12号[1982]272頁、岡孝「民法六五一条(委任の解除)」百年Ⅲ460頁、広中健雄「委任契約の解除」同・契約法の理論と解釈[1992]224頁以下。なお、新居住民(16)286頁(明石三事)は、受任者が不動産仲介業者である場合の損害の特異性に注目すべきであるという)、本号の挿入を通じて立法による解決が図られ、委任に内在的根拠をもつ損害賠償であることが明確となった。その一方で、本号が定める「受任者の利益をも目的とする委任」の解除と、1号所定の「(受任者にとって)不利な時期」の解除の関係が新たに問題となりうる(部会第68回審議録42頁(道垣内弘人))。

(イ) 受任者の利益をも目的とする委任の例として、債務者が債権者への債務弁済を目的として、対外的事務を委託する場合(東京高判昭31・9・12東京民時報7巻9号194頁)のほか、土地および建物譲渡をめぐり、譲渡人が譲受人に白紙委任状を交付した場合(東京地判昭30・8・25ジュリ95号61頁)などが挙げられる。これに対して、顧問料支払特約が付され、また、通常は相当期間の契約継続が予定される税理士顧問契約にあって、依頼者から継続的、定期的に支払われる顧問料が、税理士の事務所経営安定に資するとしても、同契約が受任者(税理士)の利益をも目的とする委任と位置づけられるわけでは

ない(最判昭58・9・20判タ513号151頁)。不動産取引仲介契約や販売委託契約